

○旅費等支給規程

(目 的)

第1条 この規程は、山形県司法書士会（以下「本会」という。）の会務のために出張をした会員及び職員（以下「出張者」という。）が、出張した場合の費用（以下「旅費」という。）及び日当の支給について、適正妥当な運用を図ることを目的とする。

(出張の範囲)

第2条 会務のために出張とは、役員、支部長、各種委員会の委員及び会員並びに職員が、会議等のために本会から招集又は派遣された場合をいう。

(適用除外)

第3条 この規程は、次の各号に掲げる場合には適用しない。

- (1) 日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）又は東北ブロック司法書士会（以下「ブロック会」という。）から旅費等の支給を受けたとき
- (2) 会員が本会の総会又は研修会に出席するとき
- (3) その他会長がこの規程の適用を不相当と認めたとき

(定 義)

第4条 旅費とは、交通費及び宿泊費をいう。

(旅費の計算及び支給並びに日当の支給)

第5条 旅費及び日当は、出張者の利用した交通機関及び宿泊場所の如何を問わず、次の区分に従って計算した合計額を出張者に対し出張の都度支給する。

旅 費 及 び 日 当 区 分		
区分	県内出張	県外出張
交通費	実費 (車又は公共交通機関による料金)	左記と同じ
宿泊費	1泊8,000円	1泊15,000円 但し、日司連又はブロック会から宿泊先が指定されたときはその額
日 当	1日6,000円 但し、4時間以内は3,000円	左記と同じ

(旅費の補てん支給)

第6条 第3条第1号に該当するときであっても、その支給額が前条により計算した額より少ないときは、その差額を本会に請求することができる。

- 2 会長は、前項の請求が適正なものであると認めたときは、その差額を出張者に支給するものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。
従前の「旅費支給規程」は、本規程の施行により廃止する。

附 則

この改正規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程の改正は、平成29年3月18日（理事会承認の日）から効力を生ずる。

附 則

(施行期日)

この規程の改正は、令和元年5月17日（第79回定時総会）における予算承認を条件として効力を生ずる。